

日本獣医オンライン診療研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、日本獣医オンライン診療研究会と称する。

(事務所)

第2条 当会は主たる事務所を

〒106-0061 東京都中央区銀座7丁目18-13 クオリア銀座504 株式会社みるペット内に置く。

(目的)

第3条 当会は、獣医療分野におけるオンライン診療を適正に実施、推進するため、臨床現場の知見を集積・分析・検討し、獣医師、飼い主様、動物が安心してオンライン診療を受診することができる環境作りを目的とする。

(事業)

第4条 当研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オンライン診療のガイドライン作成
- (2) オンライン診療における症例検討会の実施
- (3) オンライン診療の適正な活用のための情報発信
- (4) 適正なオンライン診療実施のための普及活動
- (5) その他、当会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 当会は次の2種の会員を置く。

- (1) 正会員 当会の目的及び設立趣旨に賛同し、当会の運営に参画し、発展に寄与する意思のある個人。
- (2) 賛助会員 当会の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 協賛団体 当会の事業を賛助するために入会した団体。

(入会)

第6条 当会に入会しようとする者は、会長または設立代表者に対して、所定の入会申込手続きを行い、その承諾を得るものとする。

(会費)

第7条 当会の会費は下記の通りとする。

- (1) 正会員 ¥0/年
- (2) 賛助会員 ¥10,000/年
- (3) 協賛団体 1口 ¥50,000/年

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一つに該当する場合には、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の届出をしたとき。
- (2) 死亡、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 会費を3年以上納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、当会所定の様式による退会届を会長または設立代表者に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、役員会の決議により除名することができる。

- (1) この会則、その他の規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を毀損したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員承認
- (2) 会則改正

(開催)

第13条 総会は、年に1回、開催する。

第4章 役員

(役員)

第14条 当会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 2名以上

(役員の仕事及び権限)

第15条

- (1) 会長、副会長、事務局長ならびに幹事は役員会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。
- (2) 会長は、当会を代表し、会の業務を執行する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時には代行として会の業務を執行する。
- (4) 会長または副会長に事故があるとき、あるいは会長または副会長が欠けたときは、可及的速やかに臨時若しくは定時の役員会において新任の会長または副会長を選定する。
- (5) 事務局長は、事務局の職務を執行する。
- (6) 役員は正会員の互選によって選出する。
- (7) 会長、副会長、事務局長は役員会の互選によって選出する。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、選任後2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 役員会

(構成)

第17条 役員会は、会長、副会長、事務局長、幹事で構成する。

(権限)

第18条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) その他の会務の執行に関する事項の決定
- (3) 役員の仕事及び解任
- (4) その他会長または設立代表者が必要と認めた事項

(開催)

第 19 条 役員会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長または設立代表者が必要と認めたとき。
- (2) 3 名以上の役員から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 20 条 役員会は、会長または設立代表者が招集する。

- (1) 役員会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 1 週間前までに各幹事に対して招集の通知を発するものとする。
- (2) 会長または設立代表者は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に役員会を招集しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、会長または設立代表者が必要を認めて召集するときは、この限りではない。

(議長)

第 21 条 役員会の議長は、会長または設立代表者とする。

(決議)

第 22 条 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く、役員の過半数が出席し、そこでの過半数をもって行う。

(役員会議事録)

第 23 条 役員会の議事については、議事録を作成する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 24 条 当会の資産は、次の号にあげるものをもって構成する。

- (1) 会員から納入された会費
- (2) 協賛・寄付による金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) その他の収入

(事業年度)

第 25 条 当会の事業年度は、毎年 12 月 1 日に始まり、11 月 30 日に終わる。

第7章 事務局

(設置等)

第26条 当会は、事務局を主たる事務所に置く。

第8章 雑則

第27条 この会則に定めるもののほか、当会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長または設立代表者が別に定める。

以上

2019年12月12日策定